GIKEN LTD.

最終更新日：2015年6月26日

株式会社技研製作所

代表取締役社長 北村 精男
問合せ先：経理部 部門リーダー 南 直人 TEL：088-846-2933
証券コード：6289
http://www.giken.com/ja/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 事業運営の基本方針
当社グループは、以下のとおり経営理念および経営方針を定め、実践しております。
（1）経営理念
当社は、設立以来、下記を経営理念としている。

『経営理念』
一. 我社は世の中の役に立つ独創的な「物」「方法」を創造し世の中に貢献する。
一. 我社は顧客の立場に立って「物」「方法」を創造し、より価値の高い物を、お客様に与え続ける。
一. 我社は正しい倫理の上に立ち、真面目な事業運営で永久繁栄を計る。
一. 我社に対し力を貸してくださっている方々に少しでも多くの利益をもたらし、共存共栄を計る。
一. 我社の社員は一丸となって努力し如何なる時代が来ようとも絶対につぶれる事のない強靭な体質を作り、事業の永久繁栄を計る。
一. 我社の社員はもっともっと人間性を高め社会的地位の向上を計ると共に財産の増強を計る。

（2）経営方針
当社は、国民の視点に立って、建設工事のあるべき姿として、「建設の五大原則」を掲げ、これを遵守した工法革命を提唱し、実践してきた。
今後は、さらに、この原則を高次元で実現する「インプラント工法」により世界の建設を変えること、を経営方針として掲げることとする。

『経営方針』 インプラント工法で世界の建設を変える

「建設の五大原則」
環境性：工事は環境に優しく、無公害であること
安全性：工事は安全かつ快適で、工法自体が安全の原理に適合していること
急速性：工事は最短の時間で完了すること
経済性：工事は合理的で新奇性・発明性に富み、工費は安価であること
文化性：工事は高い文化性を有し、完成物は文化的で芸術性に溢れていること

≪いかなる工事も環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要件を調和のとれた正五角形で実現しなくてはならない≫

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、企業価値の拡大を目的として経営環境の変化に的確かつ迅速に対応した経営を行うことが必要であると考え、コーポレート・ガバナンスはそれを実現するための仕組みであると認識しその強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社北村興産	6,001,306	28.29
北村　精男	2,391,914	11.27
技研製作所従業員持株会	823,290	3.88
株式会社四国銀行	810,616	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	771,700	3.63
株式会社高知銀行	693,338	3.26
北村　博美	649,392	3.06
北村　知佐子	648,429	3.05
北村　精章	646,000	3.04
技研共栄会	578,757	2.72

支配株主（親会社を除く）の有無　北村精男

親会社の有無　なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年２月28日時点の情報に基づき、記載しております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	8 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行うことを基本方針とし、重要な取引については、取締役会において取引内容および条件の妥当性について審議のうえ決定し、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況は、定期的な監査役報告会の開催や必要に応じて情報交換、意見交換等を通して十分な連携を図り、監査の充実に努めております。
監査役と内部監査部門の連携状況は、必要の都度意見交換して情報の共有を図り、適正な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮崎　利博※	他の会社の出身者													
森　　國雄	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎　利博※	○	―――	社外監査役宮崎利博氏は、長年行政において培った豊富な経験や高い見識を活かして当社経営や業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であり、上記のa～mのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
森　　國雄		―――	社外監査役森國雄氏は、長年金融機関において培った豊かな知識と、監査業務に携わった経験を活かして当社経営や業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であります。 なお、同氏は、当社と取引関係にある株式会社四国銀行の出身者となりますが、当社と同行との関係については、取引の規模、性質に照らして特別な利害関係はなく、社外監査役としての独立性は十分に確保されていると判断します。

【独立役員関係】

独立役員の人数　1 名

その他独立役員に関する事項

※「宮崎　利博」の「崎」の字のつくりの「大」の部分は、TDnetの制約により入力できないため、この表示としておりますが、正しくは「立」の表示となります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして無償で新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に「報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額」として、下記の通り開示しております。

・氏名（役員区分）：北村　精男（取締役）
・会社区分　：提出会社
・報酬等の総額（千円）：140,797

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従スタッフはおりません。社外監査役1名が常勤監査役で、情報を収集し、毎月開催の監査役会および文書の送付で情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は会社の機関として、株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。そのほかに経営会議を設置し、業務執行による意思決定の迅速化に努めております。
取締役会は、全取締役４名で構成され、毎月１回の定期開催と必要に応じた臨時開催により法令で定められた事項や経営に関する重要な事項などの意思決定および監督を行っております。
経営会議は、取締役全員、およびその他関連する重要な組織の長をもって構成され、経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に開催しております。
監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、毎月１回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施しております。
内部監査室は、１名で構成され、内部統制の整備・運用状況の有効性検証ならびにその改善に向けた助言・提言を行うとともに、監査計画に基づいて各部門の活動全般にわたる内部監査を実施し定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行っております。
監査役と内部監査部門は、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。
当社の業務執行状況の体制、経営監視および内部統制の仕組みは別図のとおりであります。
当社の外部監査としては、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、通常の監査および内部統制に関わる事項を含めて、適宜助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外のチェックという観点で、見識のある社外監査役2名による監査の実施が経営監視機能として有効であると判断し、社外取締役は選任しておりません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は、8月のため、集中日の回避が実現されております。
その他	当社ホームページに専用ページ（URL:http://www.giken.com/ja/ir/）を設け、株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会において、個人投資家向けに当社の業績の概要、主要な活動状況、今後の見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに専用ページ（URL：http://www.giken.com/ja/ir/）を設け、決算短信、株式関連情報、電子公告、株主情報、IRスケジュール等のテーマに分類し、適宜、IR情報を提供しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門を管理部とし、当該部門を管掌する管理本部長を、IR担当責任者と位置付けております。	
その他	アナリスト、機関投資家向けに対しては、適宜、説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「経営理念」において規定しており、株主、地域住民、取引先、従業員などステークホルダーとの良好な関係を築き、健全な経営体質の維持と収益体質の強化、永続的な発展を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、建設業界、特に基礎分野における騒音および振動公害の一掃を志して創業した企業であり、本業そのものが環境保全活動であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システム構築の基本方針
当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し運用しております。
（1）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款及び事業運営の基本方針を遵守することを企業経営における重要事項と位置づけ、社内規程の整備やコンプライアンスに関する担当役員および担当部門の決定、使用人に対する研修の実施など、コンプライアンス体制の構築、推進を図る。
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことにより不利な取扱い受けないことを含め、内部報告体制を整備する。
・財務報告に係わる内部統制を整備・運用し虚偽記載の防止を図る。
・監査役による監査に加え、内部監査室による内部監査により、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行うとともに、内部統制の評価を行う。
・反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令及び社内規程により、適切に保存及び管理を行う。
・上記の文書等は、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・業務執行におけるリスクについては、社内規程等の整備・充実や、定められた危機管理対策本部及び事務局体制の周知徹底などにより、管理体制を構築し、その推進を図る。
・当社及び当社子会社の各部門は、それぞれの部門において予見されるリスクを特定し、発生の未然防止及びリスク発生時における影響の軽減等を図る。

（4）当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、取締役会規則及び細則に則り、経営に関する重要事項の決議を行うとともに、経営計画及び各事業の進捗状況の確認により、経営資源が効率的に運用されているかを検証するため、毎月1回取締役会を開催する。
・経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算、計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に経営会議を開催する。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に則り、責任と権限を有する部門が迅速に実施する。
・各部門は、取締役会に対し、迅速かつ正確な情報を提供するため、定期的に報告を行う。

（5）当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の業務執行については、定期的に当社取締役会において報告させる。
・当社の取締役は、子会社の業務執行について、必要に応じて状況報告を求め、子会社の業務執行を監視・監督し、適宜、指導、助言を行う。
・子会社の業務執行のうち重要事項については、当社の決裁を受けることとし、内部牽制を働かせる。
・当社の内部監査部門は、子会社における業務の適正性に関し、監査を実施する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・現在、専属の監査役スタッフは置いていないが、今後その必要性が生じた場合には、監査役の意向を踏まえて配置するものとする。
・監査役スタッフを配置した場合に、当該スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
・当該スタッフの任命・異動等、人事に係る事項の決定には、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保する。

（7）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は、重要事項の決議及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議に出席し、報告を受けることができる。
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役が重要事項について報告を求めた場合は、速やかに対応するものとする。
・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内規程等において整備し、運用する。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会は、定期的に会計監査人と当社監査役及び内部監査部門が意見交換をする機会を設ける。
・監査役会は、必要に応じて会計監査人と当社取締役が意見交換をする機会を設ける。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たない事を基本姿勢とし、次の内容を実施しております。
・反社会的勢力からの被害を防止する体制として管理本部長を責任者とし、総務担当部門を統括部門としております。
・「高知県企業防衛連絡協議会」、「公益財団法人暴力追放高知県民センター」等の外部の専門機関に加入し、最新情報の収集および反社会的勢力の排除に努めております。
・反社会的勢力からの不当要求に対する予防措置として、統括部門において情報を一元管理するとともに、マニュアルとして活用するなど体制整備を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

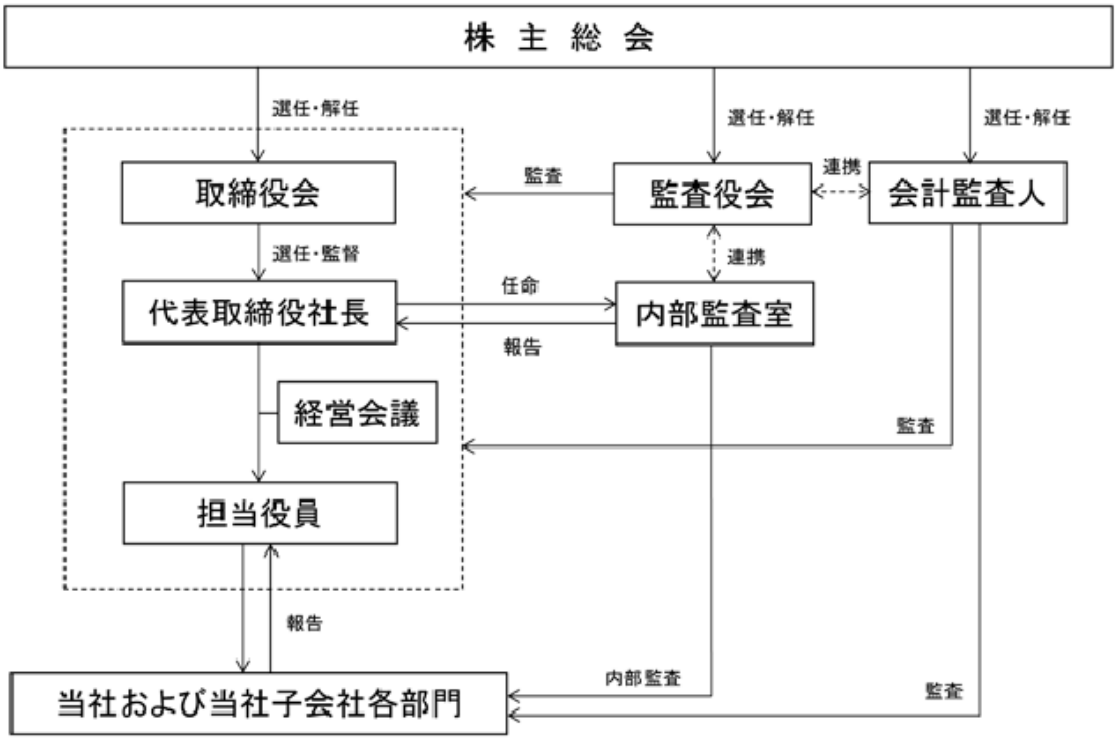
該当項目に関する補足説明

―――

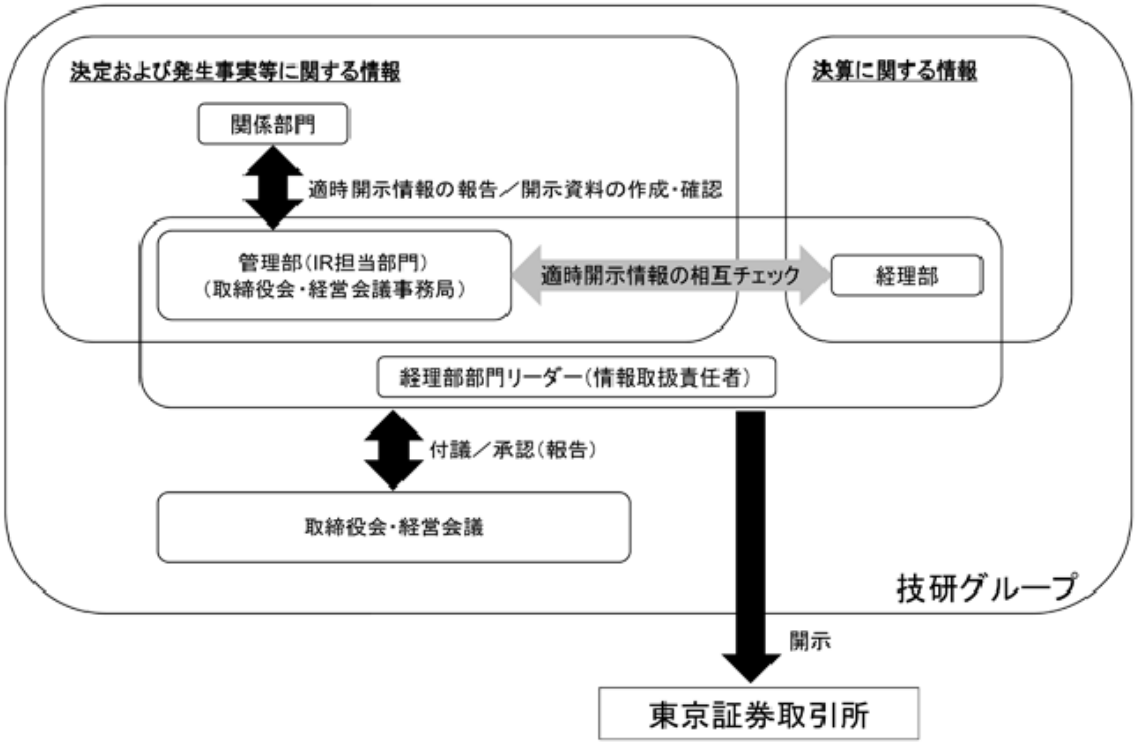
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要の模式図を、別図に示しております。

■業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組み



■適時開示体制の概要



以上